

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500045 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500045 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成 21 年 3 月 1 日、資格喪失日が平成 27 年 1 月 1 日と記録され、当該期間のうち、平成 21 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、当該期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

平成 21 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社での資格取得日が平成 21 年 8 月 1 日となっているが、本来は同年 3 月 1 日であるので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の回答及び同社が提出した請求者のタイムカードからすると、請求者が請求期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、請求期間のうち平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、B 社が保管する請求者の給与明細書により、請求者が、当該期間において上記のオンライン記録により確認できる標準報酬月額(32 万円)と一致する報酬月額(31 万円)の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(32 万円)より低い標準報酬月額(28 万円)に見合う厚生年金保険料(2 万 1,490 円)を事業主により給与から控除されていたことが確認

できる。

さらに、請求期間のうち平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、給与明細書及び事業主の回答により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500024号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年12月20日から昭和49年2月6日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。正社員として勤務し厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は昭和47年12月20日から昭和49年2月6日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、資料は現存していないものの当時は厚生年金保険に加入していない従業員がいた旨の陳述をしている。

また、請求者が記憶している同僚は、入社後2年くらいは社会保険に加入していなかった旨の陳述をしている。

さらに、請求期間当時にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の雇用保険記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日と雇用保険の資格取得日は一致しておらず、同社では入社と同時に、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500069 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500044 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 11 月 29 日から昭和 49 年 4 月 1 日まで

私は請求期間に A 社に勤務し、厚生年金保険料を支払っていたと思うが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査して年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社における同僚の陳述から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所整理簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、昭和 49 年 4 月 1 日以前に A 社で厚生年金保険の被保険者となった従業員はおらず、請求者の同僚は、「会社が株式会社になってから厚生年金に加入した。昭和 49 年の 4 月だったかもしれない。」と陳述している。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者は A 社において昭和 49 年 4 月 1 日に資格取得していることが確認できるところ、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、A 社は、資料が保管されていないため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

その上、請求者と同時に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、請求期間の保険料控除について記憶していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500039 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500046 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び B 社 C 営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 36 年 8 月 1 日まで

A 社から B 社 C 営業所に勤務先が替わった際、辞めた記憶がないにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査して厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社が適用事業所ではなくなった昭和 35 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失している者は 5 名おり、そのうち請求者を含む 4 名は、B 社 C 営業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 36 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 4 名に含まれる同僚 1 名が、「私も請求者も A 社から B 社 C 営業所に勤務先が替わった際に、辞めることなく継続して勤務していた。」と陳述しており、請求者の請求内容と一致している。

しかしながら、上述のとおり、A 社及び B 社 C 営業所は、請求期間に適用事業所であった記録が確認できない上、上述の同僚は、請求者と同様に請求期間に係る厚生年金保険の記録はなく、当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていない旨陳述している。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B 社 C 営業所についても、現在は適用事業所ではないことから、B 社本社に確認したところ、資料がなく不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。